

上尾市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 4 号

上尾市会計規則の一部を改正する規則

上尾市会計規則（昭和 4 0 年上尾市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「定める課等、」を「掲げる課及びセンター並びに」に、「定める課内推進室等」を「掲げる課内室及び課内センター」に、「の出納室」を「に規定する出納室」に、「議会事務局の課」を「議会事務局」に改め、同条第 6 号中「前号に掲げる課所の長」を「課所の長（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局にあつては、当該課所の長が指名する者）」に改める。

第 2 3 条第 1 項を次のように改める。

会計管理者は、納人が市の歳入を証券により納付しようとするものであるときは、令第 1 5 6 条の規定に準拠して収納するほか、証券の券面額が納付金額と同額のもの又はそれ以下のもので不足額につき現金を添付するものでなければ、これを収納のため受領することができない。

第 3 4 条第 2 項中「、小切手」を削る。

第 3 7 条第 1 号を次のように改める。

(1) 現金払

第 3 8 条の見出しを「現金払」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の支払をする場合において、債権者から現金による支払の申出があったときは、指定金融機関派出所（以下「派出所」という。）をして現金で支払をさせることができる。

第 4 0 条から第 4 9 条までを次のように改める。

第 4 0 条から第 4 9 条まで 削除

第 5 1 条第 2 項中「小切手又は」を削る。

第 9 7 条中「小切手その他の方法によって」を削る。

第 9 9 条を次のように改める。

第 9 9 条 削除

第100条第1項中「会計管理者の振り出した小切手又は」を削る。

第106条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とする。  
別表高齢介護課の項の次に次のように加える。

地域支援室	出納員		地域支援室長
		現金取扱員	地域支援室職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じる手続について適用し、同日前に生じた手続については、なお従前の例による。